

入札心得書

贈賄、談合、独占禁止法違反その他の不誠実な行為により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

第1条 入札の参加

- 1 入札の参加希望に関する事項及び参加資格の確認についての公告を十分熟読の上、参加のこと。
- 2 入札の参加を希望する者は、本入札参加有資格者であることがわかる書類を提出すること。
- 3 代理人が入札をする場合は、入札執行前に委任状を提出すること。

第2条 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- 1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- 2 委任状を提出しない代理人のした入札
- 3 入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- 4 談合その他不正の行為があったと認められる入札
- 5 入札保証金を求めた場合、入札保証金又は保証金に代わる担保を納付又は提供しない者又は不足する者のした入札
- 6 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札
- 7 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- 8 入札書以外による入札
- 9 その他入札に関する条件に違反した入札

第3条 入札に際しての注意事項

- 1 入札に参加する者は、印鑑（認印で可）を持参すること。また、代理人が入札をする場合は、入札執行前に委任状を提出すること。
- 2 入札書は、工事（委託）名称等を記載すること。
- 3 入札当日は見積内訳書（数量の積算が確認できること）を必ず持参すること。
- 4 設計書、図面及び仕様書等の関係図書を熟覧し、入札期日の前日までに疑義等の確認をしておくこと。当日、仕様書の疑義についての回答はしない。
- 5 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足る事実を得た場合には、入札書及び見積内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。
- 6 入札参加に際して自社の受注状況を十分把握し、参加すること。
- 7 入札に参加する者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格、又は入札書、見積内訳書その他入札執行者に提出する書類の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。

第4条 落札者の決定

- 1 落札者は、入札者のうち予定価格以下であって、入札金額中最低価格の入札者とする。但し、落札者となるべき同一価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
なお、最低制限価格を設けた場合において、その金額を下回る入札者は失格とし、再度入札に参加することはできない。また、最低制限価格を設けない場合において、入札者の価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合は、落札者の決定を保留する。
- 2 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札回数は1回限りとする。落札者がなかった場合は不調とし、再入札を執行する。
ただし、予定価格を公表していない入札の回数は3回を限度とする。

第5条 契約の手続き

- 1 落札者は、落札決定後、または暴力団排除条例に抵触しないことが確認された日から10日以内（委託は7日以内）に、所定の契約書等を契約担当者に提出しなければならない。また、契約締結日と工期の着工日は、契約書類等提出日とする。工期の完了日は公告に示したとおりとする。
- 2 正当な理由なく当該期間内に提出しないときは、契約の相手方となる資格を失うことがある。
- 3 工事請負契約の場合、公告に示す契約履行保証の措置を取らなければならない。なお、落札決定後速やかに契約書と保証証書等を提出できるよう、金融機関、保証会社及び保険会社等に、円滑に保証証書等を発行してもらえる手配をすること。
- 4 落札者が、建設業退職金共済制度に加入している場合は、掛金収納書を提出すること。
- 5 落札者が近江八幡市内にある事業所を建設工事入札参加有資格者名簿に登録している場合は、指名通知を行った前日において技術職員調に掲載されている技術職員を配置すること。
ただし、該当する業種に対して従事できる技術職員がいない場合は、近江八幡市建設工事競争参加資格申請に係る技術職員調の希望業種に関する取り扱いに基づき、技術職員調の掲載希望業種外で配置することができる。
- 6 落札者が契約を締結しないときは、落札金額（税込）の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。

第6条 その他

- 1 入札書又は見積書の提出にあつては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札執行前に入札参加業者を探る者は、入札に際し不正又は妨害の行為のおそれがあるとし、入札の参加を拒否する。
- 3 条件付一般競争入札に参加しようとする者が、入札執行までに不当要求を受けた場合は、近江八幡市契約規則第14条の3の規定に基づき、契約担当課へ報告しなければならない。
- 4 その他この心得書に記載のない内容については、近江八幡市契約規則等の規定に基づきますので、ご不明な点がある場合は事前に管財契約課までお問い合わせ下さい。

※ 第3条（入札に際しての注意事項）

- 2 に記載されている件について、代理人が入札をする場合は、入札執行前に委任状を提出してください。

- 5 に記載している件について、入札当日に貴社の見積書をチェックいたしますので、必ず見積内訳書を持参され、応札時には見積内訳書の提出、入札の順で応札をお願いします。

※ 見積内訳書の様式は任意のものとするが、業者名、見積もり作成者の氏名を記入し、応札額に合わせた金額で作成願います。
（見積内訳書の内容について説明を求める場合があります。）

見積内訳書の提出が無い場合、入札に参加出来ません。

※ 入札書は封筒に入れる必要はありません。

※ 入札書・委任状は指定の様式を使用してください。（医療センターホームページに掲載）

※ 第6条（その他）（3）に記載している件について、不当要求を受けたにもかかわらず報告を怠った場合は 近江八幡市建設工事等一般競争入札参加停止及び指名停止基準に基づき指名停止になります。